

# 《(介護予防) 介護特定施設入居者生活介護事業所》 ウェルケア畑寺 運営規程

## 第1章 事業の目的と運営の方針

### 第1条 (事業の目的)

社会福祉法人喜久寿が開設するウェルケア畑寺（以下、「事業者」という。）が行う指定特定施設入居者介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下、「従業者」という。）が、要介護（要支援）状態にある入居者（以下、「入居者」という。）に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

### 第2条 (運営の方針)

事業者は、介護保険法等の主旨にそって、入居者の意思及び人格を尊重し、特定施設サービス計画に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話にわたる援助を行います。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### 第3条 (事業所の名称及び所在地等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 ウェルケア畑寺
- 二 所在地 愛媛県松山市畑寺3丁目8番41号

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

### 第4条 (従業者の職種・員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 施設長 1人（常勤兼務）  
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 二 生活相談員 1人（常勤兼務）  
入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- 三 介護職員 18人（常勤18人）  
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 四 看護職員（看護師もしくは准看護師） 2人（常勤兼務2人）  
入居者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
- 五 機能訓練指導員 2人（常勤兼務2人）  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

#### 六 計画作成担当者 1人（常勤兼務）

入居者の状態等を踏まえて、特定施設サービス計画の作成等を行います。

人数基準において常勤要件が設けられている場合、該当人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に変換することにより、人員基準を満たすことが可能とします。

### 第3章 入居定員及び居室数

#### 第5条（入居定員及び居室数）

特定施設に入所できる利用者の定員は43人、居室数は43室とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入居定員及び居室の定員を超えて入居することはできません。

### 第4章 設備及び備品等

#### 第6条（介護居室）

事業者は、入居者の居室は、原則個室（定員1名）とし、ベッド等を備品として備えています。

#### 第7条（食堂）

事業者は、入居者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、入居者の全員が利用できるテーブル・いす・食器類などの備品類を備えます。

#### 第8条（浴室）

事業者は、浴室には入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要支援者のための特殊浴槽を設けます。

#### 第9条（便所）

事業者は、必要に応じて各居室並びに各階各所に便所を設けます。

#### 第10条（機能訓練室）

事業者は、入居者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

### 第5章 同意と契約

#### 第11条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

## 第12条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

## 第6章 サービスの提供

### 第13条（特定施設入居者生活介護の内容）

入居者が自立した日常生活を営むことができるように、入居者の心身の状況や要望に応じ、一日の生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

- 2 事業者は、自ら入浴が困難な入居者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴もしくは清拭を行います。
- 3 事業者は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- 4 事業者はそのほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行います。
- 5 当該施設は、介護を提供する十分な広さを有した一般居室であるため各居室で介護を提供します。

### 第14条（特定施設サービス計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 特定施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- 3 計画作成介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、特定施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成介護支援専門員は、特定施設サービス計画の立案について入居者に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成介護支援専門員は、特定施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、特定施設サービス計画の実施状況を把握します。
- 6 サービスの提供に当たっては、P D C Aサイクルを構築・推進することにより提供するサービスの質の向上に努めます。

### 第15条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、要（支援）介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入居者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的

なものとならないよう、配慮して行います。

- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、従業者がサービスを提供するに当たって、入居者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、特定施設サービス計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

#### 第16条（相談及び援助）

事業者は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

#### 第17条（健康管理）

事業所の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

#### 第18条（利用料及びその他の費用）

特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、当該特定入所者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 事業者は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

その他の費用

##### ア 管理料等（月額）

居住費 (A) 45,000円 (B) 49,500円 (C) 51,000円

管理費 39,900円 共用施設等の維持管理費、施設内水道代、共用部分電気代、居室内水道代、居室内電気代、居室内給湯代、居室内冷暖房代等

食費 43,350円（朝400円 昼500円 夕545円）

##### イ その他

- ・理美容代は実費（理美容事業者へ直接支払い）
- ・入居者の嗜好品の購入。
- ・行事への参加費等（施設行事で個人負担が発生するもの。外出行事・クラブ活動等）

##### ウ 記録等の複写物に関する費用

サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1複写につき10円です。

## エ その他の費用

特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの。

5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得ます。

## 6 支払方法

費用及び使用料の支払については、前月1日から末日までの管理費、食費、居住費及びその他の個人負担利用料の請求内訳を入居者・又は身元引受人宛に毎月15日前後に送付します。ホームはこれに基づき原則としてその金額を銀行口座から自動引落します。

## 7 不在時の各種費用の支払いとその負担方法

費用及び使用料の支払いについては、上記(6)によります。負担については、居住費及び管理費については、不在の場合であってもその日数にかかわらず費用が発生します。なお、事業者と入居者との間でその間の連絡先を確認します。

## 8 月途中の入居及び退去の費用について

居住費、管理費及び食費等の月額請求分については、その費用を30日で割ったものを請求することとします。

## 第19条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

## 第7章 留意事項

### 第20条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

### 第21条（飲酒）

飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

### 第22条（衛生保持）

入居者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

## 第23条（禁止行為）

入居者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

## 第24条（利用者に関する市町村への通知）

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させた認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受けようとしたとき。

## 第8章 従業員の服務規程と質の確保

### 第25条（従業員の服務規程）

従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 一 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

### 第26条（衛生管理）

事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業員に対し研修を行います。

- 2 従業員は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じなければなりません。

### 第27条（従業員の質の確保）

事業者は、従業員の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し、研修を行います。

- 一 認知症の利用者への対応及びケア
- 二 入居者のプライバシー保護
- 三 食事介助
- 四 入浴介助
- 五 排泄介助
- 六 移動介助
- 七 清拭及び整容
- 八 口腔ケア

## 第28条（個人情報保護）

- 1 事業者及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。
- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報保護に係る規定を公表します。

## 第9章 緊急時、非常時の対応

### 第29条（緊急時の対応）

従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、必要に応じ家族及び管理者に報告する。

### 第30条（事故発生時の対応）

- 事業者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、再発防止対策に努めその対応について協議します。
- 2 事業者は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

### 第31条（身体拘束の制限・虐待の防止について）

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともにその従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。また、サービスを提供するに当たっては介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

- (1) 身体拘束廃止委員会及び虐待防止委員会を設置します。
- (2) 委員会は施設長、医師、介護主任、看護主任、生活相談員、栄養士で構成されます。
- (3) 委員会は定期的を開催します。

### 第32条（非常災害対策）

- 1 事業者は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対

し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

3 事業者は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

#### 第33条（業務継続計画の策定）

事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても入居者が継続してサービスを受けられるよう非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、該当業務継続計画に従い必要な訓練や研修に努めます。また必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 第10章 その他

#### 第34条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

#### 第35条（勤務体制等）

事業者は、入居者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定めます。

2 事業者は、従業員の資質向上のための研修の機会を設けます。

3 従業員は、身分を証する書類を携行し、必要に応じて提示します

4 事業者は、サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを予防するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

#### 第36条（記録の整備）

事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2 事業者は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

#### 第37条（苦情処理）

事業者は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、愛媛県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、愛媛県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

#### 第38条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第39条（協力医療機関等）

- 1 事業者は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。
- 2 事業者は、治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第40条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行します。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行します。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行します。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行します。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行します。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行します。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行します。

附則 この規定は、令和3年4月1日から施行します。

附則 この規定は、令和4年8月1日から施行します。

附則 この規定は、令和6年4月1日から施行します。

附則 この規定は、令和7年4月1日から施行します。